

令和6年6月三芳町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年6月25日(火) 午後3時00分～午後3時25分

2. 開催場所 三芳町役場 301会議室

3. 出席委員 13人

会長	長谷川 清行
会長職務代理	古寺 貞雄
委員	島田 裕康
	矢島 秀信
	鈴木 浩之
	清水 高広
	塩野 智恵
	武田 修二
	鈴木 孝史
	鈴木 浩
	高山 誠二
	井田 周
	田中 義行

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案第33号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件

議案第34号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の件

報告第35号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件

報告第36号 農用地利用集積等促進計画の認可の件

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 三浦 康晴 事務局次長 小林 豊明 主 幹 江田 直也

主 事 三浦 涼太 主 事 石原 柊 主 事 補 清水 大輝

6. 会議の概要

会長 それでは、三芳町農業委員会総会会議規則第6条により、出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまより総会を開催いたします。
本日の議事における、議事録署名委員の指名については、議事録署名委員に2番矢島秀信委員、3番鈴木浩之委員を選任します。本日の議事における、会議書記

には農業委員会事務局の三浦主事を指名いたします。それでは、本日の提出議案案件について、事務局より概要説明を求めます。

事務局 議案第33号、1、農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件、別紙のとおり
議案第34号、1、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の件、別紙のとおり
報告第35号、1、農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件(報告)、別紙のとおり
報告第36号、1、農用地利用集積等促進計画の認可の件(報告)、別紙のとおり

令和6年6月25日提出
三芳町農業委員会
会長 長谷川 清行 以上でございます。

会長 議案第33号番号1について事務局より説明をお願いします。

事務局 1ページをご覧ください。
議案第33号は農地法第5条の規定による農地転用許可申請になります。
番号1につきましては、
権利が賃借権の設定となっております。
所在が〇〇〇〇の一部の1筆となっております。
所在につきましては、2ページから3ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振農用地となっております。
面積は1,369㎡のうち392.15㎡となっております。
貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
申請事由が、工事車両駐車場となっており、転用期間は許可日から令和6年12月31日までの一時転用となっております。
詳しい土地の選定理由ですが、今回の申請地の隣地である〇〇〇〇にて令和6年竣工予定の〇〇〇〇を施工中である。すでに隣地である〇〇〇〇の一部を令和6年2月15日に工事車両用の駐車場として一時転用の許可をいただき使用しております。しかし当初予定していなかった工事が必要となり、下請け業者が増加することになり工事関係車両が増加することになりました。現在許可をいただいた部分だけでは工事車両の駐車スペースが確保できないため、周辺で駐車場の用地を検討したが、申請地である北側に接道している〇〇〇〇の混雑状況等を鑑み、周辺住民の生活への配慮、また、小中学生の通学路としての使用状況を考慮した結果、現在一時転用で使用している駐車場の地続きで駐車場用地として使用できないか所有者と協議し承諾をいただけたため。
詳しい土地利用計画図につきましては、4ページをご覧ください。
続きまして、5ページの許可基準に基づきましてご説明いたします。
こちら立地基準としては、農振農用地となります。

農振農用地の転用は原則不許可となっておりますが、許可相当とする理由としまして、不許可の例外規定である、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められる、という規定がございますので、本件はこれに該当するため許可見込みがあると考えております。

続いて、一般基準についてご説明いたします。

資力および信用についてや申請後速やかに事業を実施する見込みがあるかどうか、などア～キについての基準について、資料を添付させて支障がないと考えております。

次に周辺の農地に係る営農条件についてもア～エの基準について、申請書添付資料などで確認しておりまして、支障はないと考えております。

事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

5 番委員 先日現地を確認しました。
以前一時転用の申請が出ていた農地の一部で、畑としてしっかりと管理されており、綺麗に整地されておりました。
以前一時転用の申請が出ていた部分につきましては申請の際の計画通り使用されており、適正に利用していることを確認できましたので、今回の申請につきましても計画通り使用されるかと思われまます。
慎重審議のほどよろしく願いいたします。

会長 議案第33号番号1について何か意見ございませんか。

会長 異議なしの声が出ましたので、許可相当とします。

議案第34号番号1について〇〇〇〇が当事者になりますので、一時退席をお願いいたします。

議案第34号番号1について事務局より説明をお願いします。

事務局 6ページをご覧ください。
議案第34号は、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の件となります。
番号1につきましては、
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇番の計 5 筆となっております。
所在につきましては、7ページから13ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振農用地となっております。
面積は上から2, 292㎡、2, 883㎡、3, 355㎡、2, 842㎡、1, 811㎡の合計13, 183㎡となっております。
被相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇となっております。
納税猶予区分は、相続税で、相続開始年月日は令和5年10月31日となっております。
被相続人は、亡くなる日まで農業を営んでおり、相続人は、引き続き農業経営を行っていくことを確認しており、申請書や台帳、現地確認の結果、要件を満たしていると考えます。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

2番委員 先日に現地を確認に伺いました。
主にカブを生産している方で、畑の管理も草一つない非常にきれいな畑でした。
現在、カブを出荷しているタイミングで耕作状況も問題ないかと思われます。
慎重審議のほどよろしく願いいたします。

会長 議案第34号番号1について何か意見ございませんか。
異議なしの声がありましたので、適格者とします。

議案第34号番号1について事務局より説明が終了しました。〇〇〇〇に席の方にお戻りいただきます。事務局よりお伝えください。

これよりは報告案件となるため、事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より説明いたします。
14ページをご覧ください。
報告第35号は、農地法第4条の規定による市街化区域内農地における転用届出書受理の件となっております。
番号1につきましては、
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆となっております。
所在につきましては、15ページから17ページまでの案内図、公図の写し、配置図をご覧ください。
登記簿地目は畑で、現況地目は雑種地となっております。
当該地は市街化区域であり、農地転用の届出につきましては原則転用する前に届出を出すことになっておりますが、本案件につきましては、事前に届出をすることなく転用工事に着手しておりました。今後このようなことがないように気を付ける旨の理由書が地権者より提出されているところでございます。
今回は理由書の提出をしてもらうことにより、事後の提出を認めたものであります。ご承知おきのことと存じますが、市街化区域、市街化調整区域を問わず、農地転用申請・届出なくして転用することは違反転用になりますので、日々の見回りなどで違反転用地であると思慮されるものがありましたら、農業委員会までご連絡ください。
内容に戻ります。

面積は上から31㎡、5.16㎡の計36.16㎡となっております。
申請人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇
申請事由は、駐車場として受理済みです。

続きまして、18ページをご覧ください。
報告第36号は、農用地利用促進計画の認可の件となっております。
この案件は、令和6年3月の総会にて農地中間管理機構を通しての貸し借りを
行う件で審議を行い、決定をいただきました。その後、農地中間管理機構から借り受
ける方が決定し、県から認可の上、公告がなされたことについて、農業委員会あて
に通知がありましたのでこの場でご報告するものです。
番号1につきましては、
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計6筆
となります。
所在につきましては、19ページから20ページまでの案内図、公図の写しをご覧
ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地域となります。
面積は上から1,861㎡、137㎡、127㎡、24㎡、1.69㎡、727㎡の計2877.69
㎡であり、権利が貸借権の設定です。
貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の2名
権利の始期と終期ですが、
令和6年6月1日から令和16年5月31日までの10年間となります。
公告日は令和6年5月28日となっております。

続きまして、番号2につきましては、
所在が〇〇〇〇の1筆となります。
所在につきましては、21ページから22ページの案内図、公図の写しをご覧
ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地域となります。
面積は2,201㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。
貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、
令和6年6月1日から令和12年5月31日までの6年間となります。
公告日は令和6年5月28日となっております。
事務局からは以上です。

会長

以上で、本日の提出議案はすべて終了しました。
最後に、事務局に申し伝えます。本日すべての議事が議決となりました。
議案の議決文を作成し、本日の議案書とともに保管してください。

上記会議の顛末に相違がないことを証明するため、署名する。

令和 6 年 7 月 18 日

議長 長谷川 清行

署名委員 矢島 秀信

署名委員 鈴木 浩之